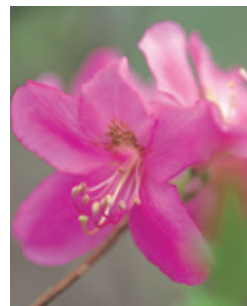




人と自然が育む美しい村



村の木：シラカバ



村の花：ムラサキヤシオ

～やすらぎと潤いのふるさとをめざして～



赤井川へき地保育所運動会／2022年6月25日

- 02 議会だより
- 07 トピックス 軽スポーツの集い・(株)ロード技研に感謝状贈呈 ほか
- 09 健康支援センターだより 住民健診のご案内・各健診の申込み方法および受診方法のお知らせ ほか
- 12 むらの事件簿 避難訓練を実施しました・応急手当講習の開催 ほか
- 14 スポーツニュース 各種大会の結果・第7会カルデラカップパークゴルフ大会の開催
- 15 お知らせ伝言板 第10回メープル街道393もみじ祭・村税等の納税通知書を発布しました ほか
- 24 赤井川村写真館・編集後記



# 議会だより

令和4年4月から6月までに開催されました定例会及び臨時議会の審議内容・一般質問等を要約してお知らせいたします。

## 定例会報告

◎令和4年第2回赤井川村議会定例会  
(6月15日～16日開催)

### 【村長行政報告】

- 赤井川村情報公開条例及び赤井川村個人情報保護条例の運用状況について
- 赤井川村地域公共交通計画書の策定について
- むらバスの運行状況について
- 赤井川村と株式会社ジェイアール東日本企画との包括連携協定の締結について
- 令和4年3月1日以降工事等発注状況について

### 【審議結果】

- 条例案  
・赤井川村税条例の一部を改正する条例案について(専決処分)

### 全員賛成で原案承認

- ・赤井川村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案について(専決処分)

### 全員賛成で原案承認

- ・赤井川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について

### 全員賛成で原案可決

- ・赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について

### 全員賛成で原案可決

### ○報告

- ・繰越明許費繰越計算書について(一般会計)

### 全員賛成で原案承認

- ・繰越明許費繰越計算書について(簡易水道事業特別会計)

### 全員賛成で原案承認

### ○補正予算案

- ・令和3年度一般会計補正予算(第16号)(専決処分)

### 全員賛成で原案承認

- ・令和3年度介護保険サービス事業特別会計補正予算(第4号)(専決処分)

### 全員賛成で原案承認

- ・令和4年度一般会計補正予算(第1号)(専決処分)

### 全員賛成で原案承認

- ・令和4年度一般会計補正予算(第2号)

### 全員賛成で原案可決

- ・令和4年度簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

### 全員賛成で原案可決

- ・令和4年度下水道事業特別会計補正予算(第1号)

### 全員賛成で原案可決

### 補正予算の主な内容

#### 【歳入】

- ・子どものための教育・保育給付費国庫負担金等(増額)  
312万3千円

- ・新型コロナウイルスワクチン接種事業国庫負担金等(増額)  
264万1千円

#### 【歳出】

- ・電話交換設備購入費(新規)  
495万円

- ・保育所広域入所委託料(増額)  
343万2千円

- ・子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(新規)  
91万円

- ・新型コロナウイルスワクチン接種委託料等(増額)  
157万6千円

- ・道の駅あかいがわ厨房機器等保守業務委託等(新規)  
109万1千円

- ・移住・定住支援事業補助金(新規)  
1,800万円

### ○その他

- ・北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約について

### 全員賛成で原案可決

- ・北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について

### 全員賛成で原案可決

- ・北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約について

### 全員賛成で原案可決

- ・村道富田線富田橋補修工事請負契約の締結について

### 全員賛成で原案可決

- ・スクールバス購入契約の締結について

### 全員賛成で原案可決

- ・選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

### 当選

### ◇選挙管理委員会委員

- 佐々木 優さん(再任)
- 二川 英司さん(再任)
- 中井 郁子さん(再任)
- 中西 貢さん(新任)

### ◇選挙管理委員会補充員

- 青木 清次さん(再任)
- 工藤 美子さん(再任)
- 工藤 三男さん(再任)
- 小山田光輝さん(再任)
- (任期：令和4年8月5日～令和8年8月4日4年間)

- ・令和4年度赤井川村議会議員研修等の計画に関する決議について

### 全員賛成で原案可決

### ○意見書

- 意見書案が4件提出可決の上、議長名により関係省庁などに提出いたしました。

- ・補聴器購入等の改善をはじめ、難聴(児)者への支援拡充を求める自治体意見書

- 提出者 川人 孝則

- 賛成者 山口 芳之

- ・国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書

- 提出者 山口 芳之

- 賛成者 連 茂

- ・林業、木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実、強化を求める意見書



提出者 連 茂

賛成者 曾根 敏明

・適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書

提出者 曾根 敏明

賛成者 能登 ゆう

## 予算特別委員会報告

付託を受けた次の3件について審査の結果、原案のとおり可決しました。

・令和4年度一般会計補正予算（第2号）

・令和4年度簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

・令和4年度下水道事業特別会計補正予算（第1号）

## 総務開発常任委員会報告

付託を受けた次の5件について審査の結果、4件について原案のとおり採択し、1件については不採択と報告されました。

### ◎採択

・補聴器購入等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める自治体意見書の提出について

・国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書の提出について

・林業、木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実、強化を求める意見書の提出について

見書の提出について

・適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書の提出について

### ◎不採択

・北海道への「核のごみ」持ち込みに反対する意見書の提出について

### 【討論】

### 反対 連

原子力をコントロールする難しさや「核のごみ」の処理方法が確立されていない為、原発の再稼働や放射性廃棄物をどうするかという問題は今後も注視し、地方においても協議していかなければなりません。現在、同じ管内で最終処分場の問題を議論している中、赤井川村として、国に対し「北海道に核のごみを持ち込んで欲しくない」と要望するのは、少し身勝手だと感じたため意見書の採択に反対します。

賛成 能登

「沈黙は同意を示す」という言葉があります。「核のごみ」地層処分は、安全性への不安・懸念が払しょくされず、周辺地域の住民にとっても生活の安心を脅かしかねません。影響を受けかねない周辺自治体の議会と

して、沈黙は適切ではないと考え、当意見書の採択に賛成いたします。

賛成 能登、湯澤 2人

反対 山口、川人、曾根 4人

※議長は採決に加わりません。賛成少数により原案否決

## 一般質問と答弁

議会だよりの一般質問は、議員自ら要約して掲載しております。

また、過去の一般質問と答弁の全文は、村のホームページの会議録の中に掲載しております。

## ◆連 茂 議員◆

### 質問【産業振興ビジョンについて】

コロナ騒動が徐々に消音に向かい始め、国は経済の回復の為、音楽やスポーツイベントの制限緩和、GOTOトラベルの再開も含め観光やレジャーの促進、海外からの渡航者の条件緩和など、様々な政策により、ひとの流れを増やし、ひとの動きを活性化しようとしています。

赤井川村はどのような人の流れを迎え入れる準備はできているでしょうか。

か：？

質問1 先日、カルデラの味覚（あじ）まつりの中止及び終了の報告を受け村長の率直な感想をお聞かせいただき、今後、それに代わるイベントをどのように構築していくのか？又は「必要ない」と思われているのかお聞かせ下さい。

質問2 今年、役場主体で『もみじ祭』を数回に分けて行うという報告を受けました。どのようなイベントになるのか具体的にはイメージしているものをお聞かせください。

質問3 それ以外、赤井川村をPRするようなイベントや事業があればお伝えください。

質問4 観光地域づくり法人であるDMOと特定非営利活動法人の観光協会、村の観光を担いPRする団体がふたつありますが、そもそも二つの団体が必要なのか？また、二つあるのか？また、二つある法人の業務をどのように振り分け、整理されているのかお聞かせください。

質問5 そのDMOが現在取り組んでいる農泊事業の現状とこれからの展望についてお聞かせください。

質問6 村を売り込むことも村長の仕事のひとつではないかと思えます。先日、新聞で紹介されたJR東日本企画との包括連携協定もこの村に大きな役割を担ってくれることと期待しますが、包括連携がもたらすものや、村の主幹産業である農業と観光（スキーリゾート）に付加する村のPRなど、今後の産業振興に対するビジョン（計画）があればお聞かせください。



### 答弁 馬場村長

1点目の「カルデラの味覚まつり」中止に関しては、昭和57年以来、村の農産物や観光をPRする目的で永きにわたり開催されてきたお祭りが無くなることは寂

しいものがあります。しかし、中止の判断に至るまでの理由を考えると最終的には実行委員会の判断を尊重し、やむを得ないものと考えております。



今後村産品をPRしたり村民も一緒に楽しめる、お祭りのイベントは村のイメージアップには必要だと認識しています。しかし、行政が全て取り仕切るのではなく、関係組織や住民による自発的・主体的な活動から取り組みが行われることが基本であると考えており、そのような動きに対して村はしっかりとサポートしたいと考えております。

2点目の村が主催する「もみじ祭」についてですが、今年はコロナ後の新しいイベントの模索として1日日程の集中開催から2、4回程度の分散で開催するよう準備を進めています。内容を見直して開催数を増やすことで、よりPRの機

会を増やし、その時期ならではの企画で農産物販売を中心に、通りかかった人が気軽に立ち寄って楽しむイメージを想定しています。

なお、3点目のご質問に

関しては、現在村が主催してPRするお祭りイベントは「もみじ祭」のみです。4点目のご質問ですが、DMOは村全体を俯瞰して観光をコーディネートする司令塔、外からお客を呼ぶ企画立案組織に位置づけられます。観光協会は、各事業者が村内で宿泊・食や体験などもてなす側の役割になると考えられています。

5点目の村内の関係者で組織する農泊推進協議会で進めている農林水産省の補助事業「農泊推進事業」についてですが、本年度取り組み2年目となります。

昨年度はコロナ感染症の影響で企画した事業に思うように取り組むことが出来なかつたと聞いておりますが、今年度はコロナ対策を取りながら、テスト的に宿泊メニューや野外活動メニュー等を実践し交流人口増加に取り組むと聞いており、村も引き続き様々な分野で広く協力・応援していくこととしています。

6点目の包括連携がもたらすものや、産業振興に向

けた計画についてですが、今後、村の様々な課題に対処するうえで、公共サービスに民間事業者のアイデア、資金や技術、ノウハウを取り入れ、公民連携により住民サービスの向上や効率化を図ることが目指せると考えています。特に地域課題・ニーズに対し、今までにない新しい解決策や新たな価値を生み出すことが期待され、産業振興に限らず広い分野において、双方の資源を有効に活用した共創・協働による取り組みが推進できるものと期待しております。

最後に今後の産業振興に関する計画ですが、農業振興や森林整備など個別の計画の他に産業全体を網羅した計画はございませんが、第4期赤井川村総合計画と令和3年度からの後半5年間の方針を示した後期基本計画に基づき産業振興・地域振興を推進していきたいと考えています。

#### ◆ 能登 ゆう 議員 ◆

質問【風力発電について】  
村内で計画が進む関西電力の陸上風力発電事業、（仮称）小樽・赤井川ウインドファーム（総発電出力92・4MW、最大22

基）について、計画段階環境配慮書の縦覧が行われている。村内ではこの他にも余市町との境界、京極町との境界の2か所で、同規模の事業計画が進行中です。



風力発電施設について

は、  
・景観の悪化  
・尾根筋の造成による土砂災害の懸念  
・河川への土砂流入、森林減少による水資源や海洋環境への影響  
・野生動物の生息地を奪うことによる生態系への影響、生物多様性の喪失

・バードストライク、バットストライクの問題  
・騒音、低周波音の人、家畜、野生動物への影響  
・獣害の増加  
・電波障害  
・電磁波の影響  
等、多岐にわたる懸念・

問題点が指摘されます。大規模な山林の伐採や土地の改変を伴う事業に關してはなおのこと、C02削減を錦の御旗とせず、それによって住民である私達がどれだけのものを失うのか、その大きさをきちんと見極め、対峙する姿勢が必要ではないでしょうか。

双日株式会社が近隣自治体（小樽・余市）で進める同規模事業では、事業に伴う伐採樹木は約40ヘクタールであると説明されています。過小な想定との指摘もありますし、単純には比較できませんが、村内それぞれの事業でも同程度、またはそれ以上の伐採規模になるのではと懸念されます。ちなみに（仮称）小樽・赤井川ウインドファーム事業は、想定区域のすべてが、本来保全すべき水源涵養保安林に指定されているようです。

また、近隣町村においても複数事業者による大規模な計画が同時進行しており、複合的・累積的な影響も懸念されます。小樽・北後志エリアで現在アセスメント段階の事業だけでも、計画通りにすべてが実現すれば、大



型の風車が100基以上  
建つ計算になります。

村長は今後、環境影響  
評価法に基づき、配慮書  
に始まるアセスメントの  
各段階で、意見書を提出  
する立場になります。ど  
のような問題意識を持ち  
どのようなご意見を提出  
されるお考えか伺います。

## 答弁 馬場村長

1点目のどのような問題  
意識を持っているかという  
点に関しては、能登議員に  
おいて詳細なご指摘があり  
ましたので、私からは簡潔  
な表現となりますが、村内  
の住居からは一定の距離は  
保たれているとはいえ、手  
つかずの国有林野内へ風力  
発電設備が建設されている  
ことに対し、自然環境、動  
植物の生態系、景観、低周  
波の影響等懸念すべき事項  
であると考えています。し  
かし、その一方で、風力発  
電事業と共存している地域  
が道内外にあるということ  
も認識しております。

ます。

2点目の北海道知事に対  
する意見提出についてです  
が、現時点で申し上げられ  
ることとして、風力発電施  
設の計画エリアへの設置が、  
騒音、風車の影、低周波、  
振動、地形の改変などによ  
り住民生活及び自然環境に  
重大な影響を及ぼさないよ  
う科学的知見に基づき適切  
に調査、予測、評価を実施  
すること、さらには、議員  
ご発言のように近傍エリア  
では、(仮称)北海道小樽  
余市風力発電所事業計画が  
あることから、複数の事  
業計画に対する累積的影響  
について十分な予測と評価  
を行うこと、景観について  
は個々人の主観によること  
ろが大きいと認識しており  
ますが、事業者側の評価の  
みならず客観的な評価がな  
されるよう、これらを意見  
として提出していく考えで  
おります。

## ◆湯澤 幸敏 議員◆

質問【お試し移住につい  
て】  
国の地方創生の後押し

も受けて、また人口の増  
加や地域活性化など様々  
なメリットがあることか  
ら、全国の各自治体は  
様々な種類の移住・定住  
支援を展開するとともに、  
人々の興味・関心を引く  
テーマや地域のブランド  
イメージなど情報の質と  
量にこだわった情報発信  
がなされています。



赤井川村においてもホ  
ームページやパンフレッ  
ト『移住定住支援事業の  
ご案内』等々による情報  
発信がなされていますが、  
多くの自治体が多様な情  
報を発信する中、注目を  
集めることは容易ではな  
く、他地域との差別化を  
図ることは中々難しい状  
況ではないかと思えます。  
そこで、移住希望者が、  
情報から得た「認知」「興  
味」「調べる」を経て、「移  
住後の暮らしをイメージ  
する」情報として「お試  
し移住」「ちよっと暮ら

し」といった短期の移住  
体験をすること、赤井  
川村の魅力・関心を高め、  
知らない土地へいきなり  
移住することへの不安や  
抵抗の払しょくにつな  
がるのではないでしょう  
か。その土地で体験するこ  
とが、その土地を知る近  
道ではないかと思えます。  
そのための体験プランを  
提供することが今求めら  
れ、他地域との差別化に  
つながるものと思います  
が、「お試し移住」につ  
いての村長の考えをお聞  
かせください。

## 答弁 馬場村長

予てより村では、新規就  
農相談者を中心に、年3回  
の現地受入研修会や新規就  
農技術習得センター(農業  
振興センター)を活用して  
数日から1ヶ月間の期間に  
おいて、地域の暮らし、営  
農を肌で感じていただく  
ようお試し移住的な受入を  
行ってきたしております。

また、昨年度からは地域  
農業者、宿泊事業者が中心  
となり、農泊推進協議会を  
設立し、農林水産省の補助  
事業を活用し、先駆的取り  
組み地域の視察や、宿泊と  
農村体験を組み合わせたモ  
デルプランづくりも進めて  
おり、赤井川村を体験いた

だけるような取り組みがス  
タートしております。これ  
ら現行の取り組みを複合的  
に捉えると、居住という形  
にはならないまでも、お試  
し移住に近い、赤井川村を  
まずは認知いただける受け  
皿になるのではないかと考  
えております。

赤井川村を定住の地へと  
決めた方々は、それぞれの  
ライフプランによりますが、  
様々な理由から移住につな  
がったのだと感じておりま  
す。

私としては、道内市町村  
で展開されているようなハ  
ード面の整備を行い、新た  
にお試し移住制度として取  
り組むのではなく、現行の  
制度、資源をふるさと納税  
とも連携を図り情報発信を  
強化することで赤井川村独  
自の移住・定住施策を進め  
て参りたいと考えておりま  
す。

## 臨時会 報告

◎令和4年第3回臨時会  
(6月27日開催)

### 【審議結果】

○補正予算案

・令和4年度一般会計補正  
予算(第3号)

賛成 連、曾根、湯澤、

川人、山口 5人

反対 能登 1人  
※議長は採決に加わりません。

賛成多数で原案可決

〔討論〕

反対 能登

「ふるさと納税事業及び公共観光施設を核とした関係人口構築業務委託料」1,200万円については、既存の事業と重複する部分も多く、物価高騰により住民生活、事業者経営ともに大変困難な状況で、その支援にも使える臨時交付金を充てて行うべき事業ではないと考えます。

賛成 連

経済対策に関するものが多いように感じますが、地域の活力を高め、コロナ後の生活に期待できる施策と考えます。新しい取り組みなので、今後とも議会と協議し進めていくことをお願いし賛成討論とします。

## 補正予算の主な内容

〔歳入〕

・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(増額)  
3,807万3千円

・北海道子育て世帯臨時特別給付金支給事業費補助金(新規)  
13万円

・市町村高齢者世帯等生活支援事業費補助金(新規)  
93万円  
・財政調整基金繰入金(増額)  
1,767万9千円

〔歳出〕

・地域農畜産物等地産地消応援クーポン事業(新規)  
630万円  
・原油価格高騰対策支援給付金給付事業(新規)  
1,905万5千円  
・子育て世帯生活支援特別給付金(新規)  
13万円

・農業・農村生産性向上モデル対策事業(新規)  
1,782万円

・ふるさと納税事業及び公共観光施設を核とした関係人口構築業務委託料(新規)  
1,200万円

・魅力ある観光地づくり推進事業交付金(新規)  
110万円

## 予算特別委員会報告

付託を受けた次の件について審査の結果、原案のとおり可決しました。

・令和4年度一般会計補正予算(第3号)

(議会運営委員会)

◆本会議などの傍聴は、どなたでもできます。手続き

は、当日受付簿に氏名を記入するだけと簡単ですので、お気軽にお越し下さい。  
また、議会だよりへのご意見・ご感想もお待ちしております。

## ◆議会のうつき

(令和4年4月～6月)

○4月14日  
北海道横断自動車道勉強会他/東京都(議長)

○4月19日～21日  
議会議員会と地域住民との意見交換会/村内(議員全体)

○4月22日  
北後志議会議長会総会/余市町(議長)

○5月9日  
後志総合開発期成会総会/ニセコ町(議長)

○5月14日  
北海道新幹線明治工区着工式/村内(議長)

○5月19日  
議会協議会/役場内(議員全体)

○5月23日  
北海道新幹線・横断自動車道期成会総会/小樽市(議長)

○5月31日  
JR東日本企画包括連携協定締結式立会/役場内

(議長)

○6月10日  
(議長)  
議会運営委員会他/役場内(議員全体)

○6月11日  
議長杯パークゴルフ大会/村内(議長)

○6月14日  
北海道議会議長会総会他/札幌市(議長)

○6月15日～16日  
第2回赤井川村議会定例会他/役場内(議員全体)

○6月17日  
政経セミナー/小樽市(議長)

○6月27日  
第3回赤井川村議会臨時会他/役場内(議員全体)



## 8月は北方領土返還要求運動強化月間です

わが国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島からなる北方四島の早期返還は、国民の長年の悲願です。返還運動もすでに半世紀を経過し、一日も早い領土問題の解決に向けた日露両国間の外交交渉の進展に強い期待が寄せられています。

北海道では、8月1日から8月31日までを「北方領土返還要求運動強化月間」と定め、領土返還要求運動のより一層の推進を図り、各種の啓発活動を展開しますので、理解と協力をお願いいたします。

北方領土四島返還スローガンを繋ぎ

返還願う 大きな輪

## ■お問い合わせ

総務課総務係  
TEL 34-6211

私たちが「北方領土」と呼ぶのは、歯舞群島(多楽島、志発島、勇留島、秋勇留島、水晶島、貝殻島など)・色丹島・国後島・択捉島の四島です。



# トピックス

## 軽スポーツの集い

2022.6.18 カルデラ公園

6月18日(土)カルデラ公園ゲートボール場にて、軽スポーツの集い(ペタンク)を開催し、当日は20名の方が参加してくれました。

ペタンクはルールも分かりやすく、未経験の方でも気軽に参加できるだけでなく、投球前の作戦会議やボールの位置取りなど奥深い要素もあり、当日の試合はとても白熱しました。参加していただいた方々からも楽しかったという声を聞くことができました。

次回は10月に実施する予定ですので、多くの方のご参加をお待ちしております。



## (株)ロード技研へ感謝状贈呈

2022.6.22 赤井川村役場

村道区画線整備を受託されている「株式会社ロード技研」による地域貢献活動として、赤井川村立都小学校駐車場の区画線整備をしていただいたことに対し、馬場村長より感謝状を贈呈いたしました。

学校教育施設の環境整備にご協力いただき、ありがとうございました。

## 赤井川へき地保育所運動会

2022.6.25 村体育館

今年は感染症対策を実施した上で、赤井川村体育館にて観覧の方を一部拡充しての開催となりました。元気な選手宣誓から、かけっこ・リレー・障害物競争・玉入れすべてで紅白組は大接戦!お遊戯も緊張しましたね。今年から再開した親子リレーには、おとなも子どもも大盛り上がり!

ご家族の皆さんの応援も加わって、子どもたちの元気いっぱいな競技をお見せできました!



## 第71回「社会を明るくする運動」

2022.7.1 赤井川村役場

「社会を明るくする運動」は7月を強調月間として、毎年全国で様々な運動が展開されています。

北後志でも余市地区保護司会が中心となり、啓発運動等を行っています。

7月1日(木) 余市地区保護司会の方々と、赤井川村に2名おります保護司が村長室を訪れ、内閣総理大臣メッセージを伝達しました。

保護司の方々には、各種啓発活動と併せて地域の青少年の非行防止と更生の援助を行っていただいています。

犯罪や非行のない安全で明るい地域社会の実現に向け、地域でも協力しあいましょう。



## 水泳教室

2022.7.4,6,11,13 村営都プール

7月4日、6日、11日、13日の計4日間で水泳教室を開催しました。新型コロナウイルス感染症の影響で3年ぶりの開催となり、合計30名の子どもたちが参加してくれました。

消防職員、役場職員、小樽水泳連盟などたくさんの方のお力添えのおかげで、子どもたちそれぞれのレベルにあったコースに分けて指導することができました。

講師の皆さんの指導の下、参加した子どもたちは、それぞれ水泳技術を向上させていました。泳げる子も泳げない子も誰でも楽しめる水泳教室になりました。

来年度も実施する予定ですので、ぜひご参加ください。

## 後志の6村による連携協定の締結

2022.7.11 倶知安町

山と海の異なる文化を持つ後志の小さな村が、相互理解のもと交流を深め、個性ある山村漁村の素晴らしい資源を活用したなかで、それぞれに共通する課題を協議し、持続的な発展と新たな村づくりの創出のため、島牧村、真狩村、留寿都村、泊村、神恵内村及び赤井川村の6村が連携、協力することを確認し、7月11日(月)に北海道後志総合振興局 天沼局長の立会のもと協定が締結されました。

この協定に基づき、少子化対策、地域の魅力創造、災害時における相互援助について、取り組みが進められることとなります。



## 北央道路工業(株)へ感謝状贈呈

2022.7.12 赤井川村役場

昨年に引き続き、北央道路工業(株)による地域貢献活動への感謝状を贈呈いたしました。

今年度は、6月17日に赤井川診療所及び健康支援センターの駐車場区画線の整備を行っていただきました。

北央道路工業(株)の皆さま、ありがとうございました。



# 健康支援 センター だより

8月は住民健診と秋のがん検診の申し込みがあります。広報やご自宅に届く案内をご確認の上、是非ご利用ください。

**超お得な  
3日間！！**

## 住民健診のご案内

令和4年10月18日(火)～20日(木)



### お得① お財布にやさしい！！

～それぞれで健康診査、がん検診(胃・肺・大腸)受けた場合の料金比較

| 赤井川村での検査                                                                            | 某医療機関での検査                                                                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>0円 または 2,000円</b><br>※課税状況、年齢による                                                 | 20,000円～ 30,000円前後                                                                   |
|  |  |

約10分の！

◆他にも検査をいくつかご用意しております。次ページをご覧ください。

### お得② 時短でスムーズ！！

| 赤井川村での検査                                                                            | 某医療機関での検査                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>場所 健康支援センターのみ</b>                                                                | 場所 複数箇所の検査室                                                                           |
| <b>所要 1～2時間程度</b><br>～早ければ1時間以内で終了します。                                              | 所要 3～4時間程度                                                                            |
|  |  |

◆複数の検査室に移動する度に待ち時間が発生する病院に比べ、健康支援センター

1ヶ所で受診できる村の検診は絶対便利です！！

### お得③ 人生100年時代…何より健康のため！！

◆生活習慣病は自覚症状のないまま進行し、気付いた時には重症化していることが少なくありません。定期的に健診を受けて自分の体の状態や変化を知ることが大切です。



■詳細は近日送付される案内文書をご覧ください。

## 各健診の申込み方法及び受診方法のお知らせ

10月18日（火）から10月20日（木）の各健診の申込み方法及び受診方法をお知らせします。

### 1 各健診の申込みから受診まで

基本健康診査（一般健康診査・国保健康診査・国保特定健康診査・特定健康診査・高齢者健康診査）

がん検診（胃がん・大腸がん・肺がん・前立腺がん）、肝炎検査、ヘリコバクター・ピロリ抗体検査・成人風しん抗体検査

※前立腺がん検診への助成はありません。

※各健診対象者詳細については、7月号広報をご覧ください。

8月中旬に、対象者へ住民健診等申込書を郵送します。



住民健診等を希望される方は、申込書、保険証、受診券が交付されている方（社会保険の被扶養者）は受診券を持参し、健康支援センターに提出してください。申込み期限は、発送から2週間程度を予定しています。健診を希望しない場合は、提出不要です。

また、原則、申込順に受付していきますので、希望日時に受診できない場合があります。ご了承ください。



申込書を提出された方に問診票や、大腸がん容器等を送付します。

発送時期は、10月上旬を予定しています。



健診当日、①問診票・②保険証・③受診券が交付されている方は受診券を持参し、健診を受けてください。

※受付作業簡略化のため従来配布していた整理券は廃止させていただきました。

### 2 各健康診査の料金（受診者一部負担金）

◇基本健康診査（一般健康診査・国保健康診査・国保特定健康診査・高齢者健康診査）

74歳未満で国保以外の健康保険加入者は村の基本健康診査の対象ではありません。勤め先の検診を受診してください。

| 区分      | 課税世帯 | 非課税世帯 |
|---------|------|-------|
| 20歳～64歳 | 900円 | 負担なし  |
| 65歳以上   | 負担なし | 負担なし  |

※特定健康診査の基本健康診査料金は加入している保険者ごとに異なりますので、医療保険者等にお問い合わせください。

#### ◇がん検診（10月18日～20日）

| 区分      |         | 課税世帯   | 非課税世帯  |
|---------|---------|--------|--------|
| 20歳～64歳 | 肺がん検診   | 200円   | 負担なし   |
|         | 胃がん検診   | 800円   | 負担なし   |
|         | 大腸がん検診  | 100円   | 負担なし   |
|         | 喀痰検査※   | 300円   | 負担なし   |
| 50歳以上   | 前立腺がん検診 | 2,310円 | 2,310円 |
| 65歳以上   | 胃がん検診   | 負担なし   | 負担なし   |
|         | 肺がん検診   | 負担なし   | 負担なし   |
|         | 大腸がん検診  | 負担なし   | 負担なし   |
|         | 喀痰検査※   | 負担なし   | 負担なし   |

※喀痰検査は、当日の問診で受付ます。

#### ◇がん検診（11月28日）札幌がん検診センター

| 区分      |              | 課税世帯   | 非課税世帯  |
|---------|--------------|--------|--------|
| 20歳～64歳 | 乳がん検診<br>1方向 | 600円   | 負担なし   |
|         | 乳がん検診<br>2方向 | 700円   | 負担なし   |
|         | 乳房超音波        | 5,500円 | 5,500円 |
|         | 子宮がん検診       | 600円   | 負担なし   |
|         | 子宮超音波        | 1,100円 | 1,100円 |
| 65歳以上   | 乳がん検診<br>1方向 | 負担なし   | 負担なし   |
|         | 乳房超音波        | 5,500円 | 5,500円 |
|         | 子宮がん検診       | 負担なし   | 負担なし   |
|         | 子宮超音波        | 1,100円 | 1,100円 |



◇肝炎検査

| 区分                           |                 | 課税世帯   | 非課税世帯  |
|------------------------------|-----------------|--------|--------|
| 40歳以上の方<br>及び41歳以上<br>の未受診の方 | 肝炎検査<br>(B型、C型) | 負担なし   | 負担なし   |
| 上記の方以外                       | 同上              | 3,300円 | 3,300円 |

◇ヘリコバクター・ピロリ抗体検査

| 区分              |                     | 課税世帯 | 非課税世帯 |
|-----------------|---------------------|------|-------|
| 20歳以上の<br>未受診の方 | ヘリコバクター・<br>ピロリ抗体検査 | 300円 | 負担なし  |

◇成人風しん抗体検査

| 区分                               |               | 課税世帯 | 非課税世帯 |
|----------------------------------|---------------|------|-------|
| 昭和37年4月2日<br>～昭和54年4月1日<br>生れの男性 | 成人風しん<br>抗体検査 | 負担なし | 負担なし  |



3 送迎

10月20日(木)は無料送迎を実施し、健診を受診できるように時間設定をしております。  
送迎利用の申し込みについては、住民健診等申込書に記載欄がありますのでご確認ください。  
送迎を利用した場合、健診受診時間は9時30分受付のみとなりますのでご了承ください。  
住民健診等について不明な点がありましたら保健福祉課保健係(Tel 35-2050)までお問い合わせ  
してください。

■介護保険料納期限

| 期 別 | 納 期 限         |
|-----|---------------|
| 第1期 | 令和4年7月25日(月)  |
| 第2期 | 令和4年8月25日(木)  |
| 第3期 | 令和4年9月26日(月)  |
| 第4期 | 令和4年10月25日(火) |
| 第5期 | 令和4年11月25日(金) |
| 第6期 | 令和4年12月26日(月) |
| 第7期 | 令和5年1月25日(水)  |
| 第8期 | 令和5年2月27日(月)  |

**介護保険料普通徴収  
納期限のお知らせ**  
後志広域連合では、介護  
保険料の普通徴収納付書通  
知書を7月8日頃に発送し  
ており、お手元に届いてい  
るところと思いますが、第  
1期7月25日(月)までの  
お支払いはお済でしょう  
か？  
普通徴収の納期は7月か  
ら翌年2月までの年8回と  
なっておりますので、忘れ  
ずに納めましょう。  
介護保険料は介護保険制  
度において大切な財源とな  
っています。  
介護が必要となったとき  
に誰もが安心して介護サ  
비스を利用できるよう、保  
険料の納付についてご理  
解をお願いいたします。  
各納期限は次のとおり  
です。

■**強化週間中の受付時間**  
○8月26日、8月29日～9  
月1日  
午前8時30分～午後7時  
午後10時～午後5時  
○8月27日、28日

■**受付時間**  
平日  
午前8時30分～午後5時15分  
(年末年始を除く)  
◇子どもの人権110番  
Tel 0120-007-110  
(全国共通・通話料無料)

■**子どもの人権110番  
強化週間のお知らせ**  
法務局では、子どもの人  
権について専門相談電話  
「子ども権利110番」を  
設置しています。いじめや  
虐待など子どもの人権に関  
する悩みをご相談ください。  
また、8月26日(金)か  
ら9月1日(木)までは、  
「全国一斉『子どもの人権  
110番』強化週間」です  
期間中は、平日の受付時間  
を延長して、土日にも対応し  
ます。

■**お問い合わせ**  
○後志広域連合介護保険課  
Tel 0136-5518013  
○保健福祉課介護保険係  
Tel 35-2050

# の ら む 簿 件 事

## 赤井川小学校避難訓練

6月14日（火）に赤井川小学校で避難訓練を実施しました。

1階調理室から出火したことを想定して行い、児童たちは、真剣に取り組みスムーズに避難できていました。

避難後に訓練用の水消火器を使用し、5・6年生が消火体験を行いました。



## 応急手当講習会の開催

9月9日「救急の日」に、消防職員による応急手当講習会を行います。

いざというとき、覚えておいて良かったと必ず思える講習会を行います。

る講習会です！

昨年は新型コロナウイルス感染症の影響で中止となつてしまいましたが、今年度は感染症対策を行った上で開催いたします。ご家族、ご友人、職場の方をお誘いの上、気軽にご参加ください。

### 講習日時

9月9日（金）

午後6時～午後8時

### 開催場所

健康支援センター

### 対象者

赤井川村に住んでいる方、赤井川村で働いている方

### 講習内容

○意識・呼吸がない人に行う、最も重要な処置である心肺蘇生法（胸部圧迫・人工呼吸）について。

○心臓に電気ショックをあてえ正常な動きに戻す、AEDの操作方法について。

### 受付

9月1日（金）まで

### お問い合わせ・申込み先

北後志消防組合赤井川支署

Tel 34-6033

Fax 34-6978

mail akagawa-119@almond

ocone.jp

○8月1日の区会回覧時にお配りした申込書に必要事項を記入し、電話、ファックス、メールで担当までお申し込みください。

余市警察署だより



## 安全な車間距離

### 車間距離は2秒が目安

前の車が急停止しても止まれる距離を取るといいうのが一つの目安ですが、速度に応じた車間距離を計算し目測するのは難しいと思います。

車間距離の測り方として、前の車が電柱や道路標示などの目印を通過してから自分がその目印を通過するまで何秒かかるかを計る方法があります。

警視庁のホームページでも紹介されていますが、一般道で走る時は2秒以上が適切な距離の目安とされています。

2秒間は、

○前の車が目標物を通過した時にゼロと唱える

○そこからゼロイチ、ゼロ二

と、ゼロを付けてゆつくり唱えろと計りやすいと思います。

車間距離を時間で測り、前の車と安全な距離をとって、事故を防止しましょう。

## 水難の防止

遊泳禁止区域には、離岸流や急な深みなどがあり多くの危険が潜んでいます。

保護者の方は、子どもから目を離さず、近くにいるようにしましょう。

体調不良時や飲酒後は、溺れる危険があるので泳がないようにしましょう。

釣りをする時は、必ず救命胴衣を着用し、防波堤や滑りやすい岩場、岸辺などには近づかず、安全な場所で行いましょう。

水上オートバイは遊泳区域に入らず、必ず救命胴衣を装着して安全航行に努めましょう。

## 特殊詐欺に注意！

### こんな電話は要注意！

○オレだけと急にお金が必要になった！

○キャッシングカードの交換が必要ですよ！

○名義貸しは違法、逮捕されますよ！

○還付金があるからATMに行ってください！

前述の様な詐欺電話がきたら#9110までご連絡ください。



## 運転免許更新時講習

新型コロナウイルス感染症  
防止対策のため受講制限を  
行っていますので、受講を  
希望される方は、事前に予  
約を行ってください。

### ■優良運転者講習（30分）

8月12日（金）午後3時30分  
8月25日（木）午後3時30分

### ■一般運転者講習（1時間）

8月17日（水）午後1時  
8月25日（木）午後1時

### ■違反運転者講習（2時間）

8月12日（金）午後1時  
8月25日（木）午後1時

### ■初回講習（2時間）

8月12日（金）午後1時  
8月25日（木）午後1時

※会場は全て余市町中央公  
民館です。

※該当する講習をご確認の  
上、警察署等で更新手続  
き後、受講願います。

※「優良運転者」は過去5  
年間違反なし、「一般運  
転者」は過去5年間で軽  
微な違反が1回のみ、「初  
回講習」は運転免許を取  
得して5年未満、それ以  
外は「違反運転者等」講  
習を受講することとなり  
ます。

## 北後志消防組合の財政状況（令和3年度下半期予算執行状況）

### 1. 令和3年度下半期（10月～3月）の予算の執行状況

（単位：千円・％）

| 歳入             |           |           |        | 歳出      |           |           |       |
|----------------|-----------|-----------|--------|---------|-----------|-----------|-------|
| 科 目            | 予算額       | 収入額       | 収入率    | 科 目     | 予算額       | 支出額       | 執行率   |
| 1 分担金及び<br>負担金 | 1,29,201  | 1,292,201 | 100.0% | 1 議 会 費 | 495       | 387       | 78.2% |
| 2 使用料及び<br>手数料 | 78        | 338       | 433.3% | 2 総 務 費 | 146,990   | 145,001   | 98.6% |
| 3 繰 越 金        | 56,053    | 56,053    | 100.0% | 3 消 防 費 | 1,112,305 | 1,063,965 | 95.7% |
| 4 諸 収 入        | 301       | 536       | 178.1% | 4 公 債 費 | 88,463    | 76,643    | 86.6% |
|                |           |           |        | 5 予 備 費 | 380       | 0         | 0.0%  |
| 歳入合計           | 1,348,633 | 1,349,128 | 100.0% | 歳出合計    | 1,348,633 | 1,285,996 | 95.4% |

### 2. 財産の現在高

消防組合が管理する行政財産 （1）土地 1,954.87㎡、建物 6,778.79㎡

### 3. 地方債の借入状況

（単位：千円）

| 区 分 | 借 入 額   | 借 入 先         |                   |               |              |       |     |      |               |             | 償還済額    | 現在<br>未償還額 |
|-----|---------|---------------|-------------------|---------------|--------------|-------|-----|------|---------------|-------------|---------|------------|
|     |         | 財 務 省<br>財政融資 | 地方公共団体<br>金 融 機 構 | か ん ぽ<br>生命保険 | 全国自治会<br>協 会 | 共 連 合 | 済 会 | 共済組合 | 北 海 道<br>信用金庫 | 備荒資金<br>金 合 |         |            |
| 本 部 | 332,400 | 230,600       | 5,400             | 0             | 0            | 0     | 0   | 0    |               | 86,400      | 261,056 | 61, 344    |
| 余 市 | 201,100 | 0             | 0                 | 0             | 0            | 0     | 0   | 0    |               | 201,100     | 72,348  | 128,752    |
| 古 平 | 28,600  | 0             | 0                 | 0             | 0            | 0     | 0   | 0    |               | 28,600      | 16,690  | 11,910     |
| 積 丹 | 0       | 0             | 0                 | 0             | 0            | 0     | 0   | 0    |               | 0           | 0       | 0          |
| 仁 木 | 233,500 | 194,100       | 0                 | 0             | 0            | 0     | 0   | 0    |               | 39,400      | 160,639 | 72,861     |
| 赤井川 | 0       | 0             | 0                 | 0             | 0            | 0     | 0   | 0    |               | 0           | 0       | 0          |
| 合 計 | 785,600 | 424,700       | 5,400             | 0             | 0            | 0     | 0   | 0    |               | 355,500     | 510,733 | 274,867    |



**CO<sub>2</sub>の見える化  
調査をしています**

現在村では、地域における  
二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排  
出量の見える化について調  
査が行われています。

調査のため、北海道大学  
大学院工学研究院循環共生  
システム研究室の嶋村朱音  
（しまむらあかね）さんが  
来村し8月～9月に掛けて  
調査を行います。

商工会会員や住民の皆さ  
ん、農業者の皆さんにお声  
かけし聞き取り調査を行  
います。

聞き取り調査の際に電気  
やガス、灯油、ガソリンな  
どの使用料が分かるものを  
ご用意いただくと、スムー  
ズに調査を行いますので、  
お声がけがありましたら調  
査へのご協力をお願いいた  
します。

# スポーツ ニュース

## 各種大会の結果

### 第26回赤井川村商工会長杯 パークゴルフ大会

とき 6月25日  
ところ みやこ公園パーク  
ゴルフ場

成績  
優勝 釣賀 謙一  
スコア 115ハンデ1計 116

▽2位 坂本 恭文  
スコア 108ハンデ13計 121

▽3位 富樫 護  
スコア 113ハンデ10計 123

▽4位 今城 豪  
スコア 114ハンデ10計 124

▽5位 前田 邦之  
スコア 122ハンデ2計 124

### 第26回赤井川村教育委員会 教育長杯パークゴルフ大会

とき 7月9日  
ところ みやこ公園パーク  
ゴルフ場

成績  
優勝 阿部 政範  
スコア 112ハンデ7計 119

▽2位 釣賀 謙一  
スコア 116ハンデ3計 119

▽3位 富樫 護  
スコア 110ハンデ10計 120

▽4位 中山 尚志  
スコア 117ハンデ9計 126  
▽5位 白石 五美  
スコア 117ハンデ9計 126

## 第7回カルデラカップ パークゴルフ大会の開催

昨年開催することができ  
なかったパークゴルフ大会  
をみやこ公園にて開催する  
ことが決定しましたので、  
村内外問わずたくさんの方  
の参加者をお待ちしており  
ます。

### 開催日時

8月28日(日)(雨天決行)  
※受付 午前8時～  
開会式 午前8時30分～

### 会場

赤井川村みやこ公園  
赤井川村字都113-3

### 参加費

2,000円  
(プレー代、昼食代、保  
険料等含む)

### 参加資格

パークゴルフをする方な  
ら、どなたでも参加可能  
です。

### 競技方法

(先着100名まで)  
NPGA公認ルールに基  
づき36Hストロークプレ  
ー男女個人戦(一部ロー  
カルルール適用)

表彰  
男女別 1～10位、参加  
賞、特別賞あり  
申込締切  
8月12日(金)まで

※参加料の返金等はできま  
せんので、ご了承ください  
い。

### 主催

赤井川村パークゴルフ協会  
お問い合わせ・申込み先  
産業課産業係

TEL 341-6211

## ◆◆赤井川村SOSネットワーク◆◆

高齢者がいなくなったことに気づいたら  
すぐに余市警察署へご連絡ください

「高齢者の行方不明が発生した」と伝えてください。

Tel 0135-22-0110

## 北海道水資源の保全に 関する条例について

この条例は、水資源の保  
全に関する施策を総合的に  
推進し、北海道の豊かな水  
資源がもたらす恩恵を現在  
と将来の世代が享受できる  
よう、道民の総意として制  
定したものであり、水資源  
保全地域に指定された区域

内で土地取引行為を行う場  
合、土地の権利者は、契約  
締結の3か月前までに知事  
へ届出が必要です。

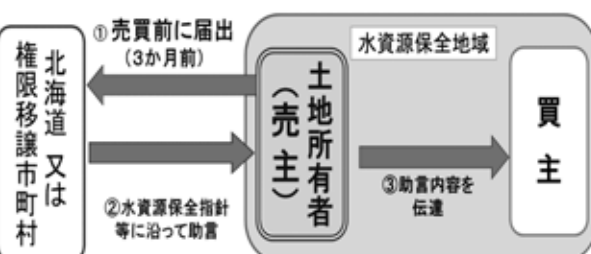
### 『北海道水資源の保全に関する条例』に基づく事前届出について

この条例は、水資源の保全に関する施策を総合的に推進し、本道の豊かな水資源がもたらす恩恵を現在と将来の世代が享受できるよう、道民の総意として制定したものであり、水資源保全地域に指定された区域内で土地取引行為を行う場合は、

土地の権利者は、契約締結の3か月前までに知事へ届出が必要です。

#### 【届出先】

・各総合振興局・振興局  
地域創生部地域政策課  
又は、  
・権限移譲市町村  
稚内市、北斗市、  
倶知安町、上富良野町、  
下川町、枝幸町、  
厚真町、むかわ町



届出先は、土地の所在する北海道総合振興局・振興局、又は道の事務の権限移譲市町村(上記8市町)です。  
また、指定地域は、地域を管轄する道総合振興局・振興局、又は北海道のホームページで確認できます。  
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/mizusigen/mizusigen.htm>

問い合わせ先 北海道総合政策部計画局土地水対策課水資源保全係  
TEL 011-204-5178

# お知らせ 伝言板

## 第10回メーブル街道 393もみじ祭

昨年は開催することができなかったもみじ祭ですが、今年は国道393号線沿のPRのため開催することを決定しました。

当日は、村の特産品だけでなく近隣町村の特産品や海産物なども販売しておりますので、ぜひ足を運んでください。

また、最終日にはメーブル街道393を結ぶ3市町村の太鼓の共演も予定しておりますので、楽しみにしてください。

### ■日にち

○8月21日(日)

○9月11日(日)

○10月9日(日)

### ■開催時間

午前10時～午後3時

### ■場所

道の駅あかいがわ

(納税はお早めに)

## 村税等の納税通知 書を発布しました

村では8月1日に村税等の納税通知書を発布しました。

各税目の納入期限は左記のとおりです。忘れずに納

付しましょう。不明な点がありましたら、住民課税務係までお知らせください。

| 納期      | 第1期   | 第2期   | 第3期    | 第4期    | 第5期    |
|---------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 納期限     | 8月31日 | 9月30日 | 10月31日 | 11月30日 | 12月26日 |
| 税目      |       |       |        |        |        |
| 村民税 道民税 | ○     | ○     | ○      | ○      |        |
| 固定資産税   | ○     | ○     | ○      | ○      |        |
| 軽自動車税   | ○     |       |        |        |        |
| 国民健康保険税 | ○     | ○     | ○      | ○      | ○      |

※特別徴収対象者を除く。

## 村税等の集合徴収 のお知らせ

左記のとおり、

第1期の集合徴収を行います。

### ◆日時

8月31日(水)

午後2時～午後3時

### ◆対象地区

都・曲川・明治・落合・常盤地区

### ◆場所

都住民センター

※対象地区以外の方も納付できます。

※税以外の公共料金も納付できます。

集合徴収をご利用予定の方で開場時間中に来場が困難な場合は、当日午前10時までに住民課税務係までご連絡頂けましたら、開場時間外での戸別訪問により対応させていただきます。

## 新型コロナウイルスの影響による国民健康保険税の減免

主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により死亡または重篤な傷病を負った世帯、または新型コロナウイルスの感染により主たる生計維持者の収入が減少する見込みの世帯を対象に、申請により令和4年度の国民健康保険税の減免を実施します。

### ■対象となる世帯

次の①を満たす世帯は全額免除します。また②のA・Uのいずれも満たす世帯は、令和3年中の主たる生計維持者の合計所得金額に応じて減免します。

①新型コロナウイルス感染症に感染したことにより、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が減少する見込みの世帯で、次の3要件全てに該当する場合

ア. 主たる生計維持者の事業収入等の減少額が、令和3年中の事業収入等額と比較して30%以上あること

イ. 主たる生計維持者の令和3年中の合計所得金額が一千万円以下であること

ウ. 主たる生計維持者の令和3年中の合計所得金額のうち、事業収入等に係る所得以外の所得の合計額が400万円以下であること

制度の詳細や申請書(記入方法)につきましては、村ホームページをご覧ください。だくか、役場住民課税務係までお問い合わせください。



## 国民健康保険税に関するお知らせ

## ◆令和4年度国民健康保険税額

|                         |      |                                           |
|-------------------------|------|-------------------------------------------|
| 基礎分（医療分）<br>【限度額 65万円】  | 所得割額 | (加入者の前年中の総所得金額等－基礎控除43万円) × 6.2%          |
|                         | 資産割額 | (加入者の当該年度分の土地及び家屋に係る固定資産額) × 60.0%        |
|                         | 均等割額 | 加入者数 × 19,000円                            |
|                         | 平等割額 | 1世帯あたり 30,000円                            |
| 後期高齢者支援金分<br>【限度額 20万円】 | 所得割額 | (加入者の前年中の総所得金額等－基礎控除43万円) × 1.8%          |
|                         | 資産割額 | (加入者の当該年度分の土地及び家屋に係る固定資産額) × 10.0%        |
|                         | 均等割額 | 加入者数 × 6,000円                             |
|                         | 平等割額 | 1世帯あたり 7,000円                             |
| 介護分<br>【限度額 17万円】       | 所得割額 | (介護保険2号被保険者の前年中の総所得金額等－基礎控除43万円) × 1.7%   |
|                         | 資産割額 | (介護保険2号被保険者の当該年度分の土地及び家屋に係る固定資産額) × 10.0% |
|                         | 均等割額 | 介護保険2号被保険者数(40才から65才未満の方) × 6,000円        |
|                         | 平等割額 | 1世帯あたり 7,000円                             |

## 年金だより

国民年金保険料は、

口座振替で納付すると便利でお得です

国民年金を口座振替で納付すると、納め忘れの心配がなく、納付する手間が省け便利です。

また、口座振替には現金で納付するよりもお得な「早割制度」や「前納制度」があります。

## ■口座振替の申込方法

◇口座振替申出書に必要事項を記入・押印(お届け印)し、年金事務所または金融機関に提出して下さい。

◇口座振替申出書は、各金融機関、年金事務所の窓口備え付けのほか、日本年金機構ホームページから印刷することもできます。

## ※注意事項

◇月末が休日の場合は、翌営業日が引落日となります。

◇原則として、初めて「2年前納」「1年前納」「6ヶ月前納」、「早割」を申し込みされた場合、振替日に前月分と合わせて引落しさせていただきます。

◇お申し込み時期によっては、各制度をご利用できない場合がありますので、詳細については小樽年金事務所(TEL 0134-12314236)にお問い合わせください。

## ◆現金納付と口座振替の割引制度を利用した場合の保険料納付額の比較

|      | 毎月納付の納付額 | 現金(納付書)前納の納付額 | 口座振替による納付額 |            |
|------|----------|---------------|------------|------------|
|      |          |               | 早割         | 前納         |
| 1ヶ月分 | 16,590円  |               | 16,540円    |            |
|      |          |               | 50円おトク     |            |
| 6ヶ月分 | 99,540円  | 98,730円       |            | 98,410円    |
|      |          | 810円おトク       |            | 1,130円おトク  |
| 1年度分 | 199,080円 | 195,550円      |            | 194,910円   |
|      |          | 3,530円おトク     |            | 4,170円おトク  |
| 2年度分 | 397,320円 | 382,780円      |            | 381,530円   |
|      |          | 14,590円おトク    |            | 15,790円おトク |

※前月納付の納付額は、納付書による毎月納付及び翌月末振替の口座振替の額となります。

※保険料額は、令和4年度額です。(2年度分のみ令和5年度保険料16,520円×12ヶ月を含みます。)

※「早割(当月分保険料を当月末に引落し)」は、月々50円づつ(年間で50円×12ヶ月=600円)割引となります。

## 地域おこし協力隊通信 第4号

6月19日(日)にふるさと納税現地交流会が開催され、約50名の参加者の皆様にコロポックル村でアスパラの収穫体験をしていただきました。コロナ禍で外出がためられる今、自然の中でアスパラ収穫をすることはとても気持ちのよい体験になったと思います。収穫を終えたころには大人も子供も袋いっぱい詰まったアスパラを嬉しそうに抱えていました。その後はふるさと納税の寄附金の使途についてご報告をし、最後に道の駅へ案内してジェラートを食べていただきました。道の駅に着いた時はたくさんのパンが並んでいて次々と出来立てが追加されていたのですが、多くの参加者がパンを購入されていて1時間ももしないうちにほとんど売り切れていました。当日は天気にも恵まれて、参加した皆さんの思い出に残る現地交流会になったと思います。

6月は梅雨に入ってジメジメと蒸し暑い季節になる印象だったのですが、北海道では梅雨が無いと聞いて驚きました。言われてみれば、雨の降り続く日が少なく晴れの日が多かった印象です。日差しがあると日中は汗をかきそうなくらいでしたが、夕方になると穏やかな涼しさに変わり、夜になれば冷たい風が吹いて過ごしやすかったです。そのほかの北海道らしい体験は、緯度が高いため日が昇るのが早く、目が覚めた時に朝の8時くらいかと思ったら4時だったということがしばしば起こることです。朝日ののぼり具合で時間を把握することがまだ難しく感じていますが、朝が早いと一日を得た気持ちになれるので不思議です。

最近には日に日に田んぼの苗が成長していくのを見ながら夏の到来を予感しています。

北海道の夏はたくさんの野菜や果物が直売所に並ぶと思うので、機会があれば立ち寄ってみたいと思います。

### ※写真注釈

(7月6日、7日の2日間にわたって開催された「きて・みて・たべて・しる『きた☆しり』inあいくる」の様子。当日はたくさんの方に立ち寄っていただきました。)



### お盆のお墓参りのマナー

毎年お盆の時期になると、たくさんの方がお墓参りに訪れていますが、村ではお墓参りのマナーとして、お供物のお持ち帰りをお願いしているところです。

お供え物は、そのまま放置しておくとはズメバチを誘引したり、カラス・クマ・キツネ等の野生動物が散らかす原因となりますので、お墓参りをした後のお供物等はお持ち帰りいただきますようご協力お願いいたします。

### ■トイレのご案内

◆赤井川墓地にお参りの方  
赤井川火葬場トイレ  
午前8時30分～午後7時まで  
◆都墓地にお参りの方  
道の駅あかいがわ  
24時間使用可能

### 一定面積以上の土地取引には届出が必要です

●土地の売買・賃借・交換・営業譲渡など、一定面積以上の土地取引に係る契約をした場合には、国土利用計画法の規定により、その土地が所在する市町村に届出が必要です。

### ■届出の対象となる面積

○市街化区域  
2千㎡以上  
○市街化区域外の都市計画区域内  
5千㎡以上  
○都市計画区域外  
1万㎡以上

### ■届出者

○土地の権利取得者(買主等)

### ■届出期限

○契約締結日から2週間以内  
※提出期限を過ぎた場合でも、届出書の提出にご協力ください。

### ■提出書類(各3部)

○土地売買等届出書  
○土地売買等契約書の写し  
○土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図  
○土地及び形状を明らかにした5千分の1以上の図面

○土地の形状を明らかにした図面  
○委任状(代理人が届出する場合)

### ■罰則

届出をしないことにより、6ヶ月以内の懲役または100万円以下の罰金が課せられることがあります。

### ■お問い合わせ

産業課産業係  
TEL 341-6211

## 介護の資格取得費を 助成します！

対象となる資格は次のとおりです。

### ■介護職員初任者研修課程受講料

費用の8割  
上限 80,000円

研修に係る受講料（テキスト代、実習に要した費用等を含む）の8割を助成します。（印紙代金は補助対象外となります。）

### ■事業名

赤井川村地域介護力創出支援事業助成金

### ■目的

住民の介護資格取得による地域介護力の向上、村内及び近隣市町内事業所における介護人材の確保並びに介護人材の資質の向上及び職場への定着促進。

### ■対象者（左記を満たす方）

○赤井川村の住民の方  
○期間内に介護職員初任者研修課程を修了した方

○国、北海道、他の地方公共団体、公益団体等から同種の補助金等の交付を受けていない方

※就労している勤務先から助成金の対象となる経費について一部助成を受けている場合は、その助成

額を除いた額が対象経費となります。

### ■申し込み方法

申請書に研修の修了を証明する書類及び領収書を添えて健康支援センター窓口へ提出してください。（申請書は下記に掲載しているほか、窓口でも交付します。）

### ■その他

令和3年度新型コロナウイルス感染症対応事業の一つとして実施してきましたが、当面の間、継続することとなりました。

### ■お問い合わせ・申込み先

保健福祉課介護保険係  
Tel 35-2050

## 耕作放棄地現地調査へ ご協力をお願い

現在、耕作の停止により農地として使われなくなった土地（耕作放棄地）が、道内各地に存在しています。

これらの耕作放棄地は、様々な生物のすみかとなり豊かな農村環境を生み出すことが期待される一方で、

エゾシカ・ヒグマ・アライグマなどの農作物を荒らす動物の隠れ場所となったり害虫や雑草の増加をもたらしたりすることが心配されています。

（地独）北海道立総合研究機構エネルギー・環境・地質研究所では、北海道の耕作放棄地が地域の社会や自然に与える影響を明らかにすることを目的として、耕作放棄地を利用する生き物についての調査を開始しました（研究期間令和4年度～6年度）。

### ■調査内容等

○平成20年に非農地化通知がなされた土地を公道から観察し、生育している動植物等について記録します。  
○調査は、8月15日～26日の期間の内、数日間を予定しています。  
○私有地には立ち入りませんが、双眼鏡による観察や、写真撮影を行う場合があります。

### ■お問い合わせ

○今回調査を行った結果をもとに、一部の土地については、私有地に立ち入っての調査を行いたいと考えています。その際は、役場（産業課産業係）を通して改めてご説明いた

しますので、ご協力いただけますと幸いです。

### ■お問い合わせ

（地独）北海道立総合研究機構エネルギー・環境・地質研究所自然環境部  
Tel 011-747-3538

## 知っていますか？ 建退共制度

### ◆加入できる事業主

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

### ◆建設業を営む方

対象となる労働者  
建設業の現場で働く人

### ◆掛金

月額320円

### ◆建退共から事業主の皆様へのお問い合わせ

◇共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適性に貼付してください。  
◇電子申請方式の場合は、労働者の就労日数に応じて退職金ポイントの適性に充当してください。

### ◆「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が、建設業界を引退するとき

は、忘れずに退職金を請求するように指導してください。

さい。

詳細は、左記までお問い合わせください。

### ■お問い合わせ

独立行政法人勤労者退職金共済機構北海道支部  
Tel 011-261-6186

## 法人道民税等の 申告等を電子で

法人道民税・事業税及び特別法人事業税の申告及び各種申請・届出を電子で行うことができます。ご利用にあたっては、地方税ポータルシステム（エルタックス）のホームページから利用開始の手続きが必要になります。

### ◇エルタックスホームページ

<http://www.eltax.hi.go.jp/>

### ◇道税ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sn/zim/>

### ■お問い合わせ先

札幌道税事務所税務管理部課税第一課  
Tel 011-204-5083



エネルギーの構造転換に関する調査を進めています

村では、令和2年度に策定した「赤井川村エネルギービジョン」に基づき、経済産業省の補助事業により、地域のエネルギー資源の活用調査を進めています。令和3年度の調査結果の概要と令和4年度に実施している調査事業についてご紹介いたします。

◆令和3年度の調査結果概要と令和4年度の調査計画

①小水力発電事業化詳細調査  
旧轟水力発電所のあった白井川を調査地点として、サクラマス幼魚調査、流量調査、現地測量、地質調査に基づき、具体的な事業計画を作成し、基本設計調査を行いました。この結果、河床、護岸等に新たな土木工事の必要性や事業費の増加、工期の長期化等新たな課題が浮き彫りとなりました。

水利権協議に必要となる魚類生息調査については、対象魚種であるサクラマスの生活サイクルが3年1サイクルであるため、令和4年度においても魚類生息調査の最終年次として調査を実施しています。

②カルデラ温泉等における再エネ導入可能性調査  
老朽化したカルデラ温泉の新規泉源掘削の検討を進め、その温泉熱とカルデラ温泉から排出される排湯熱の利用を進める調査を実施しました。

令和4年度においては、この調査結果に基づき、新規泉源の掘削によるカルデラ温泉施設内での温泉熱の有効利用と隣接する避難所である体育館での廃湯熱利用の検討調査を実施し、CO2排出量の削減並びにエネルギー構造転換を進めることとしています。

③阿女鱒岳地熱資源活用調査  
出光興産（株）等民間企業による地熱発電の事業化に対して、エネルギーの地産地消に向けた調査を実施し、地熱発電所が整備された場合の仮定として、熱利用エネルギーの運搬方法や利活用方法をまとめ、地域農業や観光における熱利用の可能性を整理しました。

令和4年度は、地域のエネルギー構造転換、脱炭素な村づくりを進めるため、

令和4年度においては、この調査結果に基づき、新規源泉の掘削によるカルデラ温泉施設内での温泉熱の有効利用と隣接する避難所である体育館での廃湯熱利用の検討調査を実施し、CO2排出量の削減並びにエネルギー構造転換を進めることとしています。

③阿女鱒岳地熱資源活用調査

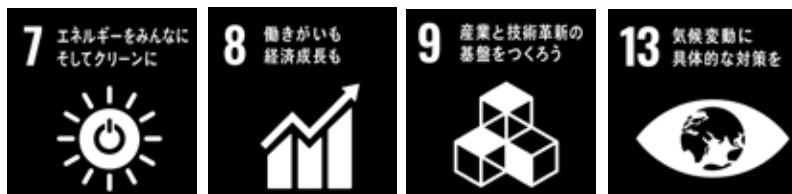
出光興産（株）等民間企業による地熱発電の事業化に対して、エネルギーの地産地消に向けた調査を実施し、地熱発電所が整備された場合の仮定として、熱利用エネルギーの運搬方法や利活用方法をまとめ、地域農業や観光における熱利用の可能性を整理しました。

令和4年度は、地域のエネルギー構造転換、脱炭素な村づくりを進めるため、

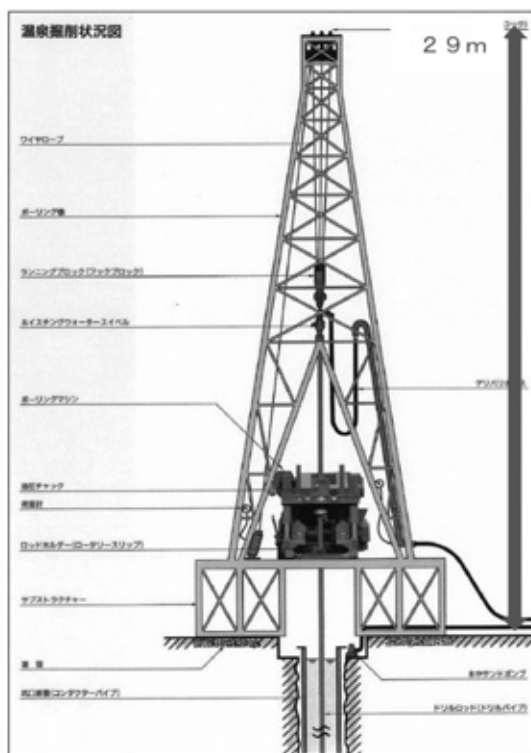
②カルデラ温泉等における  
再エネ導入可能性調査  
老朽化したカルデラ温泉  
の新規源泉掘削の検討を進  
め、その温泉熱とカルデラ  
温泉から排出される排湯熱  
の利用を進める調査を実施  
しました。

[illegible]

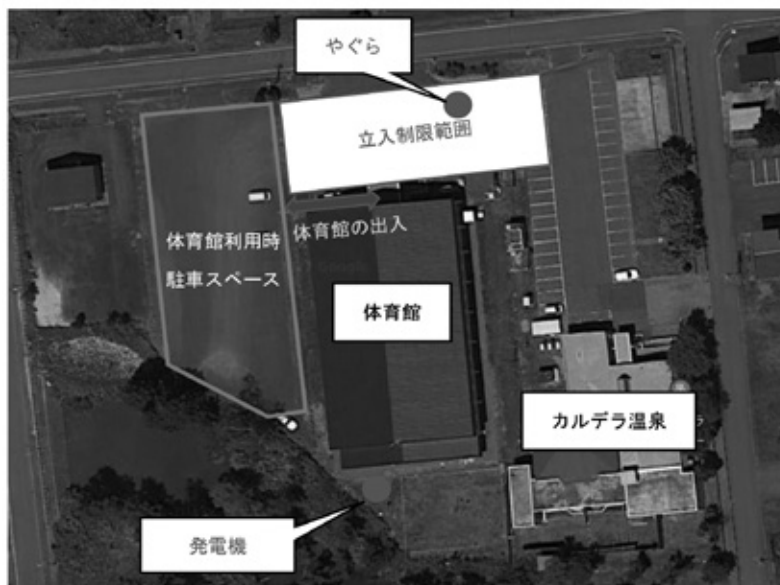
①から③までの調査結果や令和2年度に策定したエネルギービジョンを再考察し、村の経済活動の活性化や2030年に向け、まちくらし、しごとに寄与する持続可能な「ゼロカーボンブレックa k a i g a w a推進戦略」を策定することとしております。



赤井川村での再生可能エネルギーの取り組みは、持続可能な開発計画（SDGs）が掲げる17の目標のうち4つの目標と結びついています。



赤井川村カルデラ温泉掘削位置図および掘削状況図



# 農業委員会だより

## 農業委員会総会 第25回

開催月日／6月28日

### ◆会議案件

◆農用地利用集積計画の決定について

賃借権の設定 2件

◆農地基本台帳の補正について 1件

## 農業委員会総会 第26回

開催月日／7月8日

### ◆会議案件

◆新規就農について

## お知らせ

◆農業者年金でしっかり積立て、がっちりサポート

安心して豊かな老後を

■上乗せ年金には農業者年金が最適です！

老後の家計費の不足を解消するために、国民年金の上乗せ年金として、農業者

だけが加入できる農業者年金制度が設けられています。

20歳から60歳まで40年間の保険料が夫婦それぞれ月

2万円の場合（試算）、夫

婦2人で農業者年金が月額12.5万円（試算）となり、国民年金約13万円と併せて約25.5万円と、生活に必要な現金支出をまかなえる水準となります。40歳、50歳からの加入でも保険料の設定によってはサラリーマン並みの年金が期待できます。

### ■農業者年金の特徴

1. 農業に従事されている方は誰でも加入できます！

60歳未満の国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く）であ

って年間60日以上農業に従事されている方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

2. 保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます！

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ（月額2万円、6万7千円の間で千円単位）、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

3. 税制面で大きな優遇措置があります！

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。

農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益

（保険料の運用益）は非課税です。

将来受け取る農業者年金には、公的年金等控除が適用されます。（65歳以上の方は公的年金等の合計額が120万円までの場合は、全額控除できます。）

4. 少子高齢時代に強い年金！年金資産は安全性を重視して運用しています！

自ら積み立てた保険料とその運用益（付利）により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

5. 終身年金です！80歳までにお亡くなりになった場合、死亡一時金があります！

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額をご遺族に死亡一時金として支給されます。

6. 認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助金があります！

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・

後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額最高1万円、通算すると最大で216万円）があります。

この国庫補助額に見合う年金は、農地等の経営継承すれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。

農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

農業者年金についてのご相談を赤井川村農業委員会にされた方には、先着10名様に洗剤とタオルのプレゼントがありますので、ご相談はお早めに！

◆農地情報の提供のお願い

皆様から提供いただいた情報によって、農地利用希望者（新たに農業を始めた方）や、農業経営の規模拡大を考えている方、定年を迎え田舎暮らしを希望する方等へ情報提供を行うことにより、農地の流動化を図っていきます。

村内に空き農地をお持ちの方は、赤井川村農業委員会事務局までご相談ください。

また、農地の賃借、売買及び転用は、農業委員会の許可が必要となります。賃

借等をされる方は、農業委員会事務局までご相談下さい。

◆受付件数 売買希望 7件  
買受希望 2件  
（令和4年7月14日現在）

◆適正な農地活用について

農地は、食料を生産するために重要な土地の一つです。農地での危険な行為や農作物の盗難等は絶対にやめましょう。

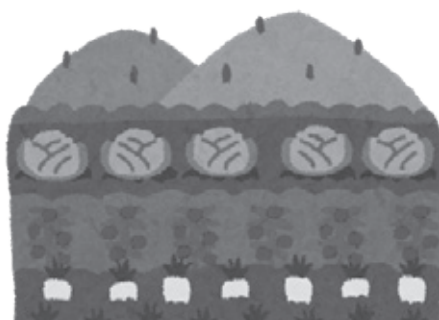
## 区会長変更のお知らせ

7月1日付けで母沢区会長が変更となりましたので、次のとおりお知らせします。

◆新 岩本 繁さん

（7月1日）

◆旧 足立 一夫さん  
（6月30日）





マイナポイントを受け取るために必要なマイナンバーカードの申請期限は、  
9月末までとなりますので、**早めの申請がおすすめです。**

**第2弾**

マイナンバーカードで  
**マイナポイント**

**最大**

**20,000**円分の  
**マイナポイント**がもらえる!

健康保険証としての利用申込み+公金受取口座の登録によるマイナポイント申込がスタート!

**ポイント①**  
本人確認書類・  
各種書類取得に便利

マイナンバーカードの  
新規取得等で  
**5,000円分**  
※1, 2

**ポイント②**  
医療ますます便利

健康保険証としての  
利用申込みで  
**7,500円分**  
※3

**ポイント③**  
給付金の受け取りが  
スマートに!

公金受取口座の  
登録で  
**7,500円分**  
※3



※1マイナポイントの申込後、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物をする必要があります。  
※2マイナンバーカードを既に取得した方のうち、マイナポイント第1弾の未申込者も含まれます。※3健康保険証利用申込み情報や公金受取口座登録情報を確認後、マイナポイント申込で選択した決済サービスにポイントが付与されます。



**マイナポイントの利用は  
安心・安全です!**

- マイナポイントの申込みにはマイナンバーカードの「電子証明書」を使うので、なりすましなどの悪用は困難です。
- 国が買い物履歴を収集・保有することはできません。



最新の情報はマイナポイント事業  
ホームページをご覧ください!

マイナポイント 

- △ マイナポイント事業をかたった不審な電話、メール、手紙、訪問等には十分注意してください。
- △ マイナポイントの申込みのサポートは、マイナポイント事業ホームページ記載の「マイナポイント手続スポット」でお受けください。



## 絵画の募集

北海道では、原子力防災対策に係る知識の普及と啓発のため、「緊急時に住民の皆さんが取るべき行動」などを掲載した北海道原子力防災カレンダーを赤井川村の全戸を対象に配布します。

そこで、このカレンダーに掲載する絵画を村内の小・中学校に在籍する児童・生徒から募集します。応募いただいた絵画のうち入選作品をカレンダーに掲載させていただきます。

募集作品テーマは、13町村のイベント・行事や、四季折々の風景です。

用紙はB3又は四つ切り、使用する画材は自由です。

応募する際は用紙裏面に

①通っている学校名

②学年

③氏名（ふりがな）

④住所

⑤電話番号

⑥作品名

を記載して、役場（総務課企画地域振興係）へ持参してください。

応募期間は9月2日（金）までです。

### お問い合わせ

北海道総務部危機対策局

原子力安全対策課  
TEL 011-204-5011

## 訓練生の募集

「北海道障害者職業能力開発校」では令和5年度の訓練生を募集します。

### 対象者

障がいのある求職者

### 訓練科目

建築デザイン科、CAD機械科、総合ビジネス科、プログラム設計科、総合実務科

### 願書受付期間

10月3日（月）～10月21日（金）

### 選考試験日

11月7日（金）

### 選考場所

北海道障害者職業能力開発校  
砂川市焼山60番地

### 試験内容

数学、国語、面接

### 問い合わせ先

○最寄りのハローワーク  
○北海道障害者職業能力開発校  
TEL 0125-521-2774  
Fax 0125-521-9177

## 北海道水域利用調整区域の指定について

北海道では、「北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例」に基づ

き、令和4年6月24日付けで道内7水域をプレジャーボート等の航行を制限または禁止することが出来る水域利用調整区域として指定しました。

○石狩浜海水浴場水域

○おたるドリームビーチ海水浴場水域

○銭函ヨットハーバー水域

○蘭島水域

○浜中・モイレ海水浴場水域

○壮瞥温泉園地水域

詳しくは、左記のホームページをご覧ください。

◇プレジャーボート等の事故防止に関するページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/pb/pb.htm>

### お問い合わせ

○北海道総務部危機対策局  
危機対策課  
TEL 011-204-5014



## 赤井川村の空間放射線量の状況

村では本村にお住まいの方、また来村される方が安心して過ごすことができるよう放射線量率情報を公開しています。

お知らせする数値は北海道により整備された環境放射線モニタリングポスト及びテレメータシステムを利用し収集されたもので、測定方法等は左記のとおりです。

### 測定方法

◇測定機器／モニタリングポスト（北海道設置）

◇測定場所／北後志消防組合赤井川支署

◇測定時間／10分間隔で常時測定

### 公表

◇広報／毎週火・金曜日の午前9時現在データ（前月14日までの結果）を掲載

### モニタリングポストによる測定データ

| 年月日       | 空間放射線量率<br>(単位: $\mu\text{Gy}$ ) | 天候  |
|-----------|----------------------------------|-----|
| 2022.6.17 | 0.058                            | 晴れ  |
| 6.21      | 0.056                            | くもり |
| 6.24      | 0.071                            | 雨   |
| 6.28      | 0.059                            | くもり |
| 7.1       | 0.054                            | 晴れ  |
| 7.5       | 0.055                            | 晴れ  |
| 7.8       | 0.059                            | 晴れ  |
| 7.12      | 0.055                            | 晴れ  |

※空間放射線量は平常レベルで推移しています。

※即時データを村で抽出して掲載することから、北海道が公式に発表するデータと異なる場合がありますのでご了承ください。

HP／北海道原子力環境センターHPで即時データが確認できます。  
(<http://www.genshi.pref.hokkaido.jp/>)

※HPで公表されている内容は役場庁舎ロビーに設置されたモニターでもご覧頂くことができます。

◇測定単位／ $\mu\text{Gy}$ （マイクログレイ）

## 8月の気象情報

天気は数日の周期で変わるでしょう。

◇気温ー高40％・平40％・低20％

◇降水量ー高30％・平40％・低30％

## 住民のまど

〔6月15日～7月14日届出〕  
この期間に戸籍の届出はあ  
りませんでした。

●**ご厚志ありがとうございます**

○指定寄付（社会福祉のた  
め）として 10万円  
田村 政司様

## 村長のうごき

〔6月15日～7月14日〕

15日◇赤井川第2回定例会

／字赤井川／16日

17日◇中村裕之衆議院議員

政経セミナー／小樽

市

19日◇ふるさと納税現地交

流会／赤井川村内

21日◇国税局・余市税務署

表彰伝達来庁／字赤

井川

22日◇赤井川村除雪JV地  
域貢献感謝状贈呈／  
字赤井川

23日◇産学官連携打合せ／  
字赤井川

◇後志造林協会監査／  
字赤井川

24日◇もみじ祭実行委員会

／字赤井川  
25日◇赤井川へき地保育所  
運動会／字赤井川

27日◇赤井川村議会第3回

臨時会／字赤井川

◇森林レクリエーショ

ン協会道央支部来庁

協議／字赤井川

28日◇社会を明るくする運

動メッセージ伝達式

／字赤井川

29日◇「日本で最も美しい

村」連合総会／秋田

県／7月1日

〔7月〕

4日◇赤井川村社会福祉協

議会会長来庁／字赤井

川

6日◇北後志町村長会総会

／古平町

7日◇森林レクリエーショ

ン協会道央支部懇談

会／札幌市

◇水道下水道検定

10日◇議会協議会

15日◇赤井川村議会第2回

定例会／16日

21日◇選挙管理委員会

◇土木工事検定

24日◇校長・教頭合同会議

◇教頭会議

◇もみじ祭実行委員会

27日◇議会運営委員会

◇赤井川村議会第3回

臨時会

28日◇第25回農業委員会総会

30日◇教育委員会議

◇村営住宅入居者選考

委員会

## 自衛官募集

●自衛官候補生・一般曹候

補補生・航空学生・防衛大

学校生・防衛医科大学校医

学科学生・防衛医科大学校

看護学科学生を募集します。

自衛隊札幌地方協力本部

小樽事務所では、新型コロナ

ウイルス感染予防対策を

万全にして説明会を随時行

っております。

※自衛官候補生及び一般曹

候補生の採用年齢が18歳

以上33歳未満に改正され

ました。

■お問い合わせ

自衛隊札幌地方協力本部  
小樽地域事務所  
小樽市稲穂2-22-4

## 無料法律相談所の開設

■日時

8月17日（水）

午後1時から午後4時

■場所

余市町中央公民館（余市

町大町4丁目143番地）

TEL2315001

※ご利用される方は、事前

に必ず余市町役場へご連

絡願います。

（TEL211-2111）

樽石ビル2F  
TEL013412215521

## 人口と世帯

|     | 日本人   | 外国人 | 総人口   | 前月比 |
|-----|-------|-----|-------|-----|
| 人口  | 1,007 | 31  | 1,038 | △8  |
| 男   | 508   | 16  | 524   | △6  |
| 女   | 499   | 15  | 514   | △2  |
| 世帯数 | 524   | 23  | 552   | △6  |

※令和4年6月30日現在

## 今月の表紙

今月号は、表紙・裏表紙共に保育所の  
運動会の写真です。

今年度は、親子競技の復活や観覧の制  
限を一部緩和しての開催となりました。せつ  
かくなので、親子競技の写真を表紙に、裏  
表紙は子どもたちの玉入れ競技にしました。

参加された皆さんお手伝いされた皆さん、  
お疲れ様でした！





# 赤井川村写真館～赤井川の四季～



赤井川へき地保育所運動会

撮影：保健福祉課福祉係 場所：村体育館 撮影日：2022年6月25日

※「赤井川村写真館」へ掲載する写真を募集しています！

あなたが撮影した村内の風景や静物、人物などの写真を広報あかいがわに掲載してみませんか？掲載したいまたはしても良いという方がおられましたら、役場総務課企画地域振興係までご連絡ください。なお、写真はプリント、データどちらでもかまいませんが、2300×1550PIXEL以上でお願いします。応募のあった中から内部で審査を行い掲載していきます。掲載希望がない場合は広報担当及び役場職員が撮影した写真やその他情報を掲載していきます。あなたもこの機会に赤井川村を見つめ直してみませんか？

## 編集後記

■同封されているむらのカレンダーや回覧文書をご覧になって気づかれた方も多いかと思いますが。。夏のビッグイベント「カルデラの味覚まつり」が惜しまれつつも終了し、新生もみじ祭が8月から10月にかけて開催されます。詳細については広報などの様々な媒体を通して皆さまにお知らせしますので、お楽しみに！（K）

【発行情報】広報あかいがわ2022年8月号（No.687）

■編集・発行／赤井川村総務課企画地域振興係

〒046-0592 余市郡赤井川村字赤井川74番地2

TEL 0135-34-6211 FAX 0135-34-6644

URL <https://www.akaigawa.com/> E-Mail [info@akaigawa.com](mailto:info@akaigawa.com)

■印刷／(株)総北海 旭川市工業団地2条1丁目1-23

広報あかいがわでは、今後も村民の皆さんの身近な話題を掲載していきます。皆さんが予定している行事や参加しているサークル・ボランティア活動の話題などありましたら、総務課企画地域振興係までお知らせください。紙面の都合により掲載できない場合もありますが、できるだけ掲載するよう努力してまいります。また広報や村政に対するご意見・ご感想も募集していますので、メール又は郵送でお寄せください。

広報あかいがわに掲載された写真は被写体となった方や関係される方々へ提供することができます。ご希望の方はお気軽にご相談ください。



やすらぎと感動の赤井川  
人が集まる美しいカルデラの里



CARBON OFFSET



道産 国産材使用



VEGETABLE OIL INK

広報あかいがわは、震災復興型カーボンオフセット用紙を使用し、CO<sub>2</sub>削減事業並びに東北経済復興を応援しています。また、環境に優しい道産間伐材を配合した用紙を使用しています。



the most beautiful  
villages  
in japan